

会 議 録

名 称	第 1 回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会
日 時	平成 2 1 年 7 月 1 4 日（火）午後 1 時 00 分から 4 時頃まで
会 場	目黒区総合庁舎 4 階 特別会議室
出席者	駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員 オブザーバー）東京都教育庁学芸員 区側）区長、都市整備部長、みどりと公園課長、地域学習課長
傍聴者	0 名
配付資料	別紙のとおり
会議次第	別紙のとおり
会議の結果	1 委嘱状の交付（目黒区長） 2 委員長に河東委員、副委員長に亀山委員を選出 3 諮問（目黒区長） 4 議題 (1) 検討委員会の会議の運営等について 会議の公開や傍聴等に関する取扱について了承する。 (2) 駒場公園の現状と課題について 駒場公園の現状と課題について了承する。 (3) 駒場公園文化財保存管理計画策定検討の考え方と進め方について 建築専門部会、庭園専門部会の各専門部会の設置を了承 指定文化財名称にあわせて、計画及び報告書の名称は検討して変更することを了承 (4) 目黒区の関連計画における駒場公園及び文化財の考え方について 目黒区景観計画(原案)では、周辺の道路も景観に配慮した整備を計画している。 目黒区地域防災計画では、駒場公園は東京都指定広域避難場所であり「防災上必要な施設の整備を検討」とあるが、「敷地全体が文化財」であることから、課題を整理していきたい。 (5) その他（次回以降の開催日程等） 次回は 11 月 4 日（水）14：00～16：00に開催する。
会議録	別紙 1 のとおり（委員長署名済）

第1回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会 会議次第

日時：平成21年7月14日（火）

午後1時00分から2時30分頃まで

場所：目黒区総合庁舎4階特別会議室

1. 開会
司会：みどりと公園課長（事務局）
 2. 委嘱状の交付
区長
 3. 委員の紹介
都市整備部長
 4. 区側出席者の紹介
都市整備部長
 5. 委員長・副委員長の選出
 6. 委員長・副委員長のあいさつ
 7. 諮問
区長
 8. 区長あいさつ（諮問にあたって）
区長
 9. 議題
委員長
 - （1）検討委員会の会議の運営等について ……（資料1～3）
 - （2）駒場公園の現状と課題について ……（資料4）
 - （3）駒場公園文化財保存管理計画策定検討の考え方と進め方について …（資料5-1～3）
 - （4）目黒区の関連計画における駒場公園及び文化財の考え方について …（資料6）
 - （5）その他（次回以降の開催日程等）
 10. 閉会
委員長
- * 現地視察（閉会后、午後4時頃まで）

平成 21 年 7 月 14 日

第 1 回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

<配布済資料>

- 資料 1 駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会設置要綱
- 資料 2 駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員名簿
- 資料 3 検討委員会の公開等の取り扱いについて（案）
- 資料 4 駒場公園の現状と課題について（参照、別添資料：別添 1～9）
 - 別添 1 旧前田侯爵家駒場本邸関係年表
 - 別添 2 東京都目黒区立駒場公園 和館修復工事完成までの経緯[目黒区：平成 3 年 12 月]
 - 別添 3 近代和風建築物調査結果報告(概要) [東京都「文化財の保護」第 40 号]
 - 別添 4 東京都指定文化財の指定説明書[図面付、東京都：平成 20 年 2 月]
 - 別添 5 《当 初》公園施設配置図、植栽配置図 [目黒区保管資料]
 - 別添 6 《現 状》公園施設配置図、植栽配置図 [公園台帳]
 - 別添 7 ふるさとの杜活力調査事業：駒場公園の樹木調査(抄) [東京樹木医会：平成 19 年 3 月]
 - 別添 8 駒場公園和館彩色杉板戸調査報告書(抄) [目黒区：平成 17 年 9 月]
 - 別添 9 建築基準法第三条抜粋
- 資料 5 駒場公園文化財保存管理計画策定検討の考え方と進め方について（案）
（参照、別添資料：別添 10～11）
 - 別添 10 重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針[文化庁：平成 11 年 3 月]
 - 別添 11 重要文化財(建造物)耐震診断指針[文化庁：平成 13 年 3 月]

<当日席上配布資料>

- 資料 6 目黒区の関連計画における駒場公園及び文化財の考え方について
- 資料 7 諮問文(写)

第1回

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

会 議 録

開催日時：平成21年7月14日（火）午後1時00分から4時まで

開催場所：目黒区総合庁舎4階特別会議室

出席者：駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員（7名）

オブザーバー：東京都教育庁学芸員

区側：区長、都市整備部長、みどりと公園課長、地域学習課長

（午後1時00分開会）

1. 開会

司会：みどりと公園課長（事務局）

2. 委嘱状の交付

（目黒区長より手渡し）

3. 委員長・副委員長の選出

委員：河東先生は駒場公園に造詣の深い方、前田邸の調査もされているので適任であると思う。

（一同了承）

委員長：前田邸は建築だけでなく造園も重要な要素であるため、是非造園を専門とされる亀山委員を副委員長に選任したい。

（一同了承）

4. 委員長・副委員長のあいさつ

委員長：前田邸を東京都の有形文化財に指定するために数年前から和館を中心に調査をしてきた。

前田邸は敷地全体がこれだけ当初の姿を残し、なおかつ和館と洋館が現存している。明治以降の上流階級の邸宅がこのような形で残されているというのは東京都としてはとてもめずらしく貴重である。是非将来は国の指定を目指したい。そのためにはしっかりと保存管理計画を作っておかなければならない。過去にも携わった事例で、東京都の有形文化財に指定したうえで保存管理計画を作り、国の重要文化財に持って行った三河島処理場もある。そういう意味でも今回の保存管理計画策定は非常に重要な意味を持つと感じているので是非協力を願いたい。

副委員長：東京都の文化財審議会の名勝を担当しており、国の文化審議会の名勝部会の委員長を仰せつかっている。庭園という観点からも駒場公園は貴重である。委員長が言ったよう

に和館と洋館が残っていて、それぞれの庭園も揃って残っているというのはおそらく東京都で唯一である。委員長を補佐してしっかりやりたい。

5. 諮問（目黒区長）

（目黒区長より、委員長へ手渡し）

6. 区長あいさつ（諮問にあたって）

区長：委員の先生方には任期中、活発な議論を期待している。旧前田侯爵家駒場本邸の跡地が昭和42年7月に東京都の公園としてオープンし、昭和50年4月には目黒区に移管された。歴史的、文化的にも価値が高い公園である。平成3年に洋館が東京都指定有形文化財に指定され、20年3月には目黒区管理の和館ほかにも追加指定され、今日に至っている。現状は和館の老朽化や、庭園の維持管理の課題を抱えている。しかし、目黒区は文化財として追加指定されたことを重く受け止め、適切な保存管理をするために計画をしっかりと作るという役割を担っている。そのために今回検討委員会の設置をした。既に昨年度から東京都では洋館の保存管理計画は進められていると聞いているので、しっかりと連携をしながら計画を策定していきたい。

7. 議題

（1）検討委員会の会議の運営等について

資料1：駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会設置要綱の説明（事務局）

資料2：駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員名簿の説明（事務局）

事務局：東京都教育庁の学芸員をオブザーバーとしていただきたい。

（一同了承）

オブザーバー：東京都としても今回の計画策定は目黒区とともに取り組んで行きたいと考えている。この事業には東京都の補助金も含まれているので、助言者ではなく支援者として参加すると理解いただきたい。

資料3：検討委員会の公開等の取り扱いについて(案)の説明（事務局）

委員長：会議の公開については、委員会として了解したいがどうでしょうか。

（一同了承）

事務局：会議の公開に当たり、本日の傍聴申請はありません。

（2）駒場公園の現状と課題について

資料4：駒場公園の現状と課題についての説明（事務局）

委員長：橋本雅邦作の襖絵は取りはずされて残っている。成翼閣にあると聞いている。

オブザーバー：所有は育徳会である。一年に一度、石川県立美術館（前田育徳会尊經閣文庫分館）で展示替えがあり、展示されることもある。古写真で嵌められていた場所が分かるので複製品を作成し、和館で使用することも考えられる。

委員長：駒場公園の現状と課題について、ほかに意見はありませんか。次に進みます。

（3）駒場公園文化財保存管理計画策定検討の考え方と進め方について

資料5：駒場公園文化財保存管理計画策定検討の考え方と進め方について（案）の説明（事務局）

事務局：専門部会を設けたい。事務局の提案としては、建築専門部会には委員長、ほか学識経験者の委員2名にお願いし、造園専門部会は副委員長、ほか学識経験者の委員1名にお願いしたい。（一同了承）

副委員長：計画の名称について、「駒場公園文化財保存管理計画」というのはおかしいのではないか。駒場公園は文化財ではない。このまま続けるのか。「旧前田侯爵家・・・」の方が文化財の保存管理計画として相応しいと思うのだが。

事務局：事務局でもその点は議論した。「旧前田侯爵家駒場本邸」というと区民には親しみが無い。「駒場公園」の方が区民にわかりやすいのでこちらにした。

委員長：洋館だけ抜けているので、表現の仕方が難しい。

委員：「敷地内建物」と「敷地内庭園」という表現もわかりにくい。

委員長：いずれにしても「洋館は除く」ということがタイトルだけでは分からない。それならば「旧前田侯爵家本邸（駒場公園）」でも良いのではないか。洋館が入っていないということは違うところで説明する必要がある。

副委員長：「駒場公園」の方が今は区民に親しみがあるのかもしれないが、駒場公園は旧前田侯爵邸のことであり、区民の財産であることを周知していかななくてはならない。

事務局：名称については分かりやすいということで決めた。委員会の名称は要綱設置したので変更はできないが、報告書の名称は検討して変更することは可能。

副委員長：資料5-3の期間についてだが、特に庭園部分についてまだ解らない点が多く、調査に時間がかかるだろう。庭園や煎茶室の調査を計画に反映させるにはもう少し時間がかかるのではないか。本年度で完結しておしまいではなく、もう少し期間を長く設けて欲しい。

委員：この期間では厳しい。

事務局：資料5-3で示したのは我々の目標である。文建協に協力してもらい、今年度で一定の成果は出したいと考えている。建物、庭園は今後何年かけて修復整備していく予定でいる。今年度で一定の方向性を出しておいて、その後の設計期間に計画を進めて具体的な反映をさせることも出来る。

委員：今回は保存管理計画を策定するのであって、復原整備の計画を別途予定しているということか。

事務局：そのとおりである。今回は保存管理計画の基本的な方針を3月くらいまでにまとめて頂き、区の方で整理するつもりである。委嘱状に期限が書いていないのはその理由であり、可能であれば計画策定後もご協力をお願いしたい。

委員長：建物にしても、庭園にしても「整備、復原、耐震」と今後の活用方法とがリンクして行く。先に活用方法を決めて進めることはできないので、どこまでやるかが問題。

事務局：我々も文化財を扱うのは初めてであるのでその辺は御指南頂きたい。

委員長：提案された専門部会を作ればそのあたりは多少解決されるかもしれない。

ところで、「造園専門部会」と言う名称についてだが、「庭園」でなくてよいのか。

事務局：委員にまかせる。

副委員長：新しく作るのではないので「庭園」だろう。

事務局：では、「庭園専門部会」に修正する。

副委員長：前田邸は昭和19年に中島家の所有になり、GHQから返還されて数年間前田邸を使用しているが、この間の資料はあるのか。

事務局：聞いたことはない。

委員長：ICU(国際基督教大学・中島飛行機三鷹研究所跡地)に中島家の資料が保存されてないか。

副委員長：調べてみる価値はある。写真くらいは出てくるのではないか。

委員長：群馬県太田市の中島別邸の耐震診断に関わっているのだから聞いてみたい。しかし、別邸の資料もあまり出てこないのでは期待できないかもしれない。

オブザーバー：接收から戻ってきた時点で中島飛行機自身が所有する意志がなく、国と都に働きかけて都市計画をかけ公園地としている。その後、買収計画をたてて昭和31、32年に国と都で分けて買収したという経緯がある。都市計画決定に関する記録は出てきた。中島家の資料はあまりない。

委員：GHQに接收された時の庭園管理図面を見たことがある。それに前田邸も含まれていたと記憶しているが、なかなか資料を出してもらえない。

オブザーバー：世子住宅については図面、写真が残っている。

委員：庭園の管理図面があるのだが。飯田十基氏が作った東京の武蔵野のグループが接收住宅の庭園の管理を請けている。その時に作った台帳図面があるはずだ。

委員長：建築に関しては大体分かってきているが、庭園はまだ調査が足りない。

長男の「若様御殿」は当初は敷地内に計画されていたが実際に建築された場所は良く分かっていない。

オブザーバー：先日、世子住宅の写真と図面を拝見した。場所も住んでいた現在の御当主に確認した。場所は現在住友の社宅になっている所(駒場公園敷地南側)。育徳会の中にある前田本家の倉庫に大正期からの前田家のアルバムが残っている。和館のアルバムは現在借用して調査中であるが、世子住宅の方も必要であれば見せて頂けるか問い合わせることはできる。

委員長：和館は計画段階では利為公は不要だと考えていたが、最終的には建築することになる。本郷邸では和館に居住して洋館を迎賓館としていたが、駒場に移ると洋館に居住し、和館を迎賓館とした。明治時代と逆転した使い方である点が興味深く貴重である。前田邸にとってこの和館の位置づけは特殊であり面白い点である。

委員長：駒場公園文化財保存管理計画策定検討の考え方と進め方について、ほかに意見はありませんか。次に進みます。

(4) 目黒区の関連計画における駒場公園及び文化財の考え方について

資料6：目黒区の関連計画における駒場公園及び文化財の考え方についての説明(事務局)

委員：目黒区景観計画において、「駒場公園およびその周辺の道路」というところがポイントだと思うのだが、道路というのは具体的に決まっているのか。

事務局：周辺の道路も景観に配慮した整備をするように今計画しているところ。具体的にはまだ決まっていない。

委員：バッファゾーンとして周りの道路も含めて大切なので是非実現させて頂きたい。

委員長：景観法上重要な建造物には将来的には国交省から補助がおりて文化財の修復工事などができる。ただし、国交省と文化庁では規制が違うので保存管理計画をしっかりと立てなくてはならない。

オブザーバー：目黒区地域防災計画で、駒場公園は広域避難場所にされているが「今後防災上必要な施設の整備を検討する」というのは貯水槽の設置などを整備しなければならないということか。

事務局：基本的には備蓄倉庫、災害時用トイレなどを整備するということになっている。駒場公園については今のところはそのような設備はない。

オブザーバー：駒場公園の中にそのような施設の整備を検討しているということか。

事務局：今後、どうしていくかを検討している。現在広域避難場所に指定されているので、基本的には避難場所の機能を有することが求められる。しかし、今後駒場公園を避難場所からはずすのかはずさないのか、避難人数の問題があるので、避難場所からはずした場合はその分を他で確保しなければならない。ただ、広域避難場所は東京都が指定しているので目黒区だけの問題ではなく、近隣の区民の避難場所にも含まれているため、そのあたりを整理していく必要がある。最善な方法を考えていきたい。

委員長：指定範囲に宅地が含まれている。今回の文化財指定は建物だけでなく、「敷地全体が文化財である」ということが重要である。これは他の公園とは違う点だ。

(5) その他（次回以降の開催日程等）

委員長：次回は11月4日（水）14:00～16:00に開催します。

（一同了承）

8. 閉会

委員長：これで第一回の委員会は閉会する。

（午後4時00分 閉会）

以上のとおり、第1回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会の会議録とする。

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

委員長

河東 義之

会 議 録

名 称	第2回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会
日 時	平成21年11月4日（水）午後2時00分から4時30分頃まで
会 場	目黒区総合庁舎6階 教育委員会室
出席者	駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員：7名中6名出席 助言者：東京都教育庁学芸員 区側：都市整備部長、みどりと公園課長、ほか事務局6名及び受託事業者8名
傍聴者	2名
配付資料	別紙のとおり
会議次第	別紙のとおり
会議の結果	1 開会（都市整備部長あいさつ） 2 検討委員会傍聴者の扱いについて（了承） 3 議題 （1）第1回検討委員会の会議録等について 会議録に委員長署名後、公表による閲覧について了承する。 （2）第2回検討委員会及び専門部会の進め方について 第2回検討委員会の位置づけについて了承する。 専門部会の運営について了承する。 第1回専門部会（建築部会・庭園部会）会議録について了承する。 （3）専門部会（建築部会・庭園部会）の検討内容について 専門部会（建築部会・庭園部会）の検討概要について報告 第1回専門部会（建築部会・庭園部会）後の調査内容について報告 ・和館の耐震診断結果について ・古写真調査結果について ・洋館東側庭園の園路等の調査結果について ・景観ポイントと景観上障害となる要素の考え方について 古写真の活用、庭園・建物等の復元、樹木調査と管理等について検討協議し、さらに専門部会で検討することを了承。 （4）保存管理計画の構成と基本的な考え方について 洋館・和館の建物・庭園と敷地全体が文化財であることから、文化財の本質的価値について記述し、都市公園との協調性を踏まえ課題を整理していきたい。 （5）その他（次回以降の開催日程等） 第3回検討委員会は1月26日又は2月1日の午前中、第4回検討委員会は3月29日又は3月31日とする。本日欠席委員と調整後決定する。 なお、専門部会の庭園部会は12月8日午後、建築部会は12月24日午前に開催。
会議録	別紙1のとおり（委員長署名済）

第2回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会 会議次第

日時：平成21年11月4日（火）

午後2時00分から4時00分頃まで

場所：目黒区総合庁舎 6階 教育委員会室

- | | |
|---|------------------|
| 1. 開会 | 委員長 |
| 2. 検討委員会の傍聴希望者の扱いについて | 委員長 |
| 3. 議題 | 委員長 |
| (1) 第1回検討委員会の会議録等について …… (資料1、資料2) | |
| (2) 第2回検討委員会及び専門部会の進め方について | |
| ① 第2回検討委員会について | …… (資料3) |
| ② 専門部会の運営について | …… (資料4、資料5－1～2) |
| (3) 専門部会（建築・庭園）の検討内容について | |
| ① 専門部会（建築・庭園）の報告について | …… (資料6) |
| ② 専門部会後に行なった調査内容について | …… (資料7－1～4) |
| (4) 保存管理計画の構成と基本的な考え方 …… (資料8) | |
| (5) その他（次回以降の開催日程等） | |
| 5. 閉会 | 委員長 |

* 第2回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

【配布資料一覧】

《資料番号順》

資料1	駒場公園文化財保存管理計画策定委員会委員名簿	(当日配布)
資料2	駒場公園文化財保存管理計画策定委員会会議録	(当日配布)
資料3	第2回検討委員会の位置づけ	(事前送付)
資料4	専門部会の運営について	(当日配布)
資料5-1	第1回専門部会(建築部会)会議録	(当日配布)
資料5-2	第1回専門部会(庭園部会)会議録	(当日配布)
資料6	専門部会(建築・庭園)の報告について 専門部会後に行なった調査内容について	(事前送付)
資料7-1	・和館の耐震診断結果	(事前送付)
資料7-2	・前田利祐(としやす)氏所有の古写真調査と聞き取り調査	(事前送付)
資料7-3	・洋館東側庭園の園路について	(事前送付)
資料7-4	・景観ポイントと景観上障害となる要素について	(事前送付)
資料8	保存管理計画の構成と基本的な考え方	(事前送付)

第2回

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

会 議 録

開催日時：平成21年11月4日（水）午後2時00分から4時30分まで

開催場所：目黒区総合庁舎6階教育委員会室

出席者：駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員（7名中6名出席）

助言者：東京都教育庁学芸員

区側（事務局）：都市整備部長、みどりと公園課長ほか6名及び受託事業者8名

（午後2時00分開会）

司会：みどりと公園課長（事務局）

1. 開会

目黒区都市整備部長挨拶（10月1日付け人事異動）

2. 検討委員会の傍聴希望者の扱いについて

傍聴希望者2名

（一同了承）

委員長：傍聴者は配布した「検討委員会の傍聴等の取り扱いについて」に従って傍聴すること。

3. 議題

委員長：委員1名より本日欠席の連絡を受けた。本委員会の委員の定数は半数以上である。本日は6名が出席している。定数を満たしているため委員会を予定通り開催する。

（1）第1回検討委員会の会議録等について

資料1：駒場公園文化財保存管理計画策定委員会委員名簿の説明（事務局）

資料2：駒場公園文化財保存管理計画策定委員会会議録の説明（事務局）

委員長：会議録に関しては委員長署名をして、目黒区の情報の公表によって閲覧できるようにする。（一同了承）

（2）第2回検討委員会及び専門部会の進め方について

資料3：第2回検討委員会の位置づけについての説明（事務局）

資料4：専門部会の運営についての説明（事務局）

資料5-1：第1回専門部会（建築部会）会議録の説明（事務局）

資料5-2：第1回専門部会（庭園部会）会議録の説明（事務局）

委員長：第1回検討委員会で確認した本日の第2回検討委員会の位置づけについて再確認する。

また、専門部会の運営についてにより専門部会を設置し、第1回専門部会を開催、会議録に関しては委員長署名をして、目黒区の情報の公表によって閲覧できるようにする。

（一同了承）

（3）専門部会（建築部会・庭園部会）の検討内容について

資料6：専門部会（建築・庭園）の報告についての説明（事務局）

資料7-1：和館の耐震診断結果の説明（事務局）

資料7-2：前田利祐氏所有の古写真調査と聞き取り調査の説明（事務局）

資料7-3：洋館東側庭園の園路等についての説明（事務局）

資料7-4：景観ポイントと景観上障害となる要素についての説明（事務局）

委員：居住当時の写真が出てきたので、当時の様子がよく分かった。特に外回りの庭園と建物との関係が判明したので、当時の姿に戻すととても良くなるということも分かった。景観ポイント（資料7-4、1ページ）6カ所に加えて、車寄せ前の庭門から入って初めて主庭を眺める所も重要なポイントだと思う。他の庭園でもこのような場所は重要なので加えて欲しい。また、和館の庭の方でポイント6から和館の方へ行く際に流れを渡る橋がある。このポイントは流れの上と下、和館をパノラマで見るポイントである。和館庭のメインは建物の中からだが、ここも重要なのでポイントに加えた方が良い。

委員長：渡廊下の展望室からの視点も必要だろう。展望室は中庭を見せる為に作っている。

委員：（資料7-4）4ページの階段下に景石が見えているようだが、現在も残っているのか。

事務局：現在は残っていない。もともとは花壇だったようだ。

委員：洋館から芝庭が広がっていて、手前のこれはどういう意味があるのだろうかと思った。

（資料7-4）6ページ目を見ると、左右対称にある。洋館の足元をこの花壇が引き締めている。そういう効果を狙っているのだろう。これも重要であるので現状での位置と形状の確認をしてほしい。

副委員長：（資料7-4）4ページの写真、先の方が高くなっている。スキーをしている写真の場所はここだろうか。築山の高さが分かると良いのだが。

事務局：スキーの写真は高くみえるが、当初の図面に高さが明記してある。計画図であるため、実際と同じか分からないが、参考にはなると思う。

事務局：現状では樹林地になっているが、築山はある。図面でもコンタ線が入っている。また、先ほどの階段の足元についても、図面に「花壇」と明記してある。（古図面掲示）

委員：壁泉の復元も検討してほしい。これについても壁泉の状態、排水管等の現状確認をお願いしたい。また古写真で井戸構えなど、現状であるものと無いものの確認をして欲しい。灯籠の調査とあわせてしてほしい。

副委員長：壁泉は何かからの引用か、それとも現場を見て壁泉であると判断したのか。

事務局：水の出る蛇口が付いており、排水溝も確認したので文献からの引用ではなく現状から判断した。洋館南側の噴水と区別するためにもこちらは壁泉と呼ぶこととした。

委員長：煎茶室の周辺もポイントに入れて欲しい。ここは支那風庭園なので、他との区別が必要。

助言者：煎茶室周辺の庭は写真が出てこない。和館の写真もほとんどない。

委員：酒井美意子氏の本で庭の設計者とされている西川一草亭については年表など確認したが、前田家の墓所は設計しているが、駒場邸の庭については記述が出てこない。

委員長：煎茶室の建築そのものは図面もあり、本物も金沢にあるので、復元、移築も可能な材料が揃っているが、周辺の庭については写真がなく、手がかりが少ない。

助言者：煎茶室の庭門の写真は無かったか。

事務局：初め煎茶室の門だと思っていた古写真は調査の結果、茶室の中門であった。

委員長：将来的に煎茶室周辺を整備することになったら、庭の復元が最も困難な課題となるかもしれない。

助言者：将来の課題となるだろう。復元するとなると相当の調査研究が必要になってくる。

委員長：耐震診断について、耐震診断指針については文化庁が指針の改定を検討している。現状よりは緩くなる可能性もあると聞いている。

事務局：区の公の施設なので、安全確保水準を目標にしたい。また、先ほど資料7-1で「東京都

建築審査会」と説明したのは誤りで、「目黒区建築審査会」と訂正する。

委員長：文化財的には焼失しなければ、修理して元に戻すことはできる。人の安全が確保されれば良いと思う。

事務局：年間 2.5 千人～3 万人の来場者がいるので、安全確保水準で行きたい。区の施設に耐震補強する場合は、基本的には安全確保水準以上を目標としている。

副委員長：写真の資料はどの程度使用できるものなのか、報告書に使用してもよいのか、公表できるものなのか。

事務局：保存管理計画策定の資料としての許可を頂いている。保存管理計画の報告書に掲載する場合は写真毎に再度許可を取る。

副委員長：活用に関して重要な写真が多い。活用の場面で使いたい場合は、かなり広く公表することになるが、パンフレットなどに使いたいという場合はどうなるのか。

助言者：パンフレットに使用したり、配布する際にはもう一度確認を取る。少なくとも今回の保存管理計画の資料に使用することは許可を頂いている。

副委員長：写真はプロが撮った物か。

事務局：三脚を据えてデジカメで自分で撮影した。

委員長：航空写真については、可能であれば、フィルムカメラでもう少し大きく撮って頂きたい。

副委員長：毎木調査についてはどうなったか。毎木調査をしないと具体的な検討が出来ないのである。

事務局：今回保存管理計画の中で、毎木調査をするとすると、タイムスケジュール上間に合わない。計画では方向性を押えておいて、今後検討していくつもりだ。

副委員長：第1回の委員会で保存管理計画を1年で立てるのは難しいと話したのはそのことでもある。毎木調査をしないと、「検討課題がたくさんある」と述べるにとどまり粗い内容になってしまうのではないかと。毎木調査がないと樹木に関して大まかなことしか言えない。

事務局：樹木に関しては過去の調査結果を参考にしてもらいたい。

副委員長：庭木の場合は小さくて重要な樹木がたくさんある。これまでの調査では大きい樹木しか調べていない。

事務局：頂いたご意見を参考に今後の進め方の整理をさせてもらう。現在、課内で今後の実施計画を策定中。その中で駒場公園の保存修復工事を予定している。樹木については庭園の基本設計をして内容を詰めていくつもりである。

副委員長：それは今回の保存管理計画の枠の中で行なわれる実施計画なのか、公園という考え方の枠の中で行なわれる実施計画なのかによって大きく違ってくる可能性がある。保存管理計画の枠の中でやってもらうと、文化財として計画することができる。そこを懸念している。

事務局：専門部会までに進め方を整理する。

委員長：今回の保存管理計画では復元の可能性まで示すのか。

事務局：次回の建築専門部会で建物の現状、復元の可能性とその根拠を示す予定。今回の委員会は復元計画を決定する場ではないので、復元するとしたらこのあたりが妥当だろうという線引きをしたい。濃淡をつけて検討する材料を出したいと考えている。

委員長：和館の場合、保存は良好だが、壁面、建具は改変が大きい。しかし、今までの資料で「保存が良い」と書かれているのは多少気になるところだ。主体構造は残っているが、内部意匠は改造されている。そのあたりをどうするか。金沢（煎茶室、襖絵等）の調査はするのか、少なくとも現状の確認だけはしておいてもらいたい。

委員：庭にしても建築にしても復元年次をいつにするのかは大きな問題。写真を根拠にすると

したら自ずから決まるのかもしれないが、なあなあにしてもらいたくない。庭も GHQ 時代のものは、取るのかどうするのかという問題がある。そのためにも復元年代ははっきり決めておいてもらいたい。

委員長：100 パーセント復元という訳にはいかないだろうから、使い勝手などを考えながら、庭園は昭和 16 年あたりまでの資料があるのだから、「GHQ が加えたものは撤去する」と言っ
てしまいたい。木を伐採となると簡単にはいかないだろうから、大事なところから中心に
決めていきたい。

副委員長：車寄前のマテバシイの添木は和風だ。洋風ではそのようなことはしない。あそこまで
弱っているなら植え替えた方がはるかにあの空間が良くなる。樹木に関してはかなりリセ
ットしなくてはならないというのが私の感想。

委 員：復元年次と同時に何を重視するのかが欲しい。一番価値があると思うのは、建物も庭も
一体の群で残っていること。さらにそれぞれの建物と外部空間の繋がりが非常によく分か
る。また、写真資料が出てきたことで外部空間の性格がはっきり見えてきた。例えば霊社
の部分は航空写真によると、樹木で空間を区切っているようだということが分かる。霊社
自体の復元は難しいという場合、外部空間だけでも意味が分かるように、ここの「場所性」
を整備することができると意味があるだろう。いっぺんにやるのは難しいとき、何に重き
を置くかが重要である。

委員長：和館と洋館が現存しており、それを繋げたり区切ったりする外部空間の演出がされてい
るので、現状で洋館の前に和風の木があってもらっては困る。復元としての整備は文化財
としての特徴を押えておいてその上でしなくてはならない。その方が後に公園として利用
されるかたに、普通の公園ではないということに分かってもらえる。

委 員：問題はサクラの木だ。お花見の時期にこのサクラが切られているのはどうだろうか。実
生で生えた木は切るよりしょうがないが、サクラは切れないだろう。

委 員：ソメイヨシノであれば寿命があるので、寿命をまっとうしたら更新はしないという手も
あるのではないか。区民の方々がサクラに親しんでいる歴史ができてしまっていると、そ
れを無視することは難しいだろう。

委 員：実際は古木になっても、木が枯れてしまうまではなかなか切らせてもらえない。青山霊
園でも根が墓石を持ち上げている木があったが切らせてもらえず、新しく植え替える提案
に対して、古い木があるから植え替えなくて良いと言われてしまった。サクラが将来古木
となった時、今よりひどい状況になるだろう。

事務局：区民に親しまれているサクラを切るのは難しいだろう。

委 員：サクラの木の後ろの実生の樹木を切り、そこにサクラを植えて前のサクラを切り、広さ
を確保していったらどうか。

副委員長：築山は復元したい。

助言者：ガイドツアーの時に武蔵野の森だと勘違いしている参加者がいた。現状では誤解を生じ
る風景になってしまっている。築山の存在がこの庭の奥行きを表現する大切な要素である。
築山の山肌が見えるところまでは実生の木を切りたい。後ろの敷地の境界部分は、廻りの
住宅との関係もあるのである程度の目隠が必要である。築山を復元して、(洋館と築山の)
中間部分にサクラがあっても今はしかたがないのではないかな。

副委員長：よく管理された芝の築山はとても贅沢なものである。それを子ども達に見せてあげた
い。そこで遊べたら、子どもにとってとても良い景観の経験として残るだろう。都市公園
だからといってこの現状で良いとは思わない。

委 員：築山でスキーをしている写真が印象深い。雪が降ればスキーができそうな築山が再現さ
れたら、その当時の生活の様子が想像できるようになるだろう。

委員長：旧岩崎邸もそうだが、昔は洋館の芝庭に築山という風景は、いくつかあった。それが残されている場所は今はない。せつかく敷地が残っていて、資料もある。写真資料を公開することが許可されるなら、住民の方に見せて、当時の姿をよく理解してもらっていて、木を切らせてもらうとよいのではないか。

委員：園路には石があったのか。

事務局：玉石があったのだろう。

委員：芝生と園路の間には石はないのではないか、石を入れた方が管理が難しいので普通は芝庭に玉石を並べることはやらない。

副委員長：当初の図面ではどうか。

事務局：図面では線で書かれている。

助言者：東京都が管理している時代に石をいれたのかもしれない。

(4) 保存管理計画の構成と基本的な考え方

資料8：保存管理計画の構成と基本的な考え方の説明（文建協：加治屋）

委員：標準的な構成が並んでいるのが気になる。委員長副委員長共通の認識である、洋館と和館がセットで敷地が残っているのは東京都内ではこれしかないという価値を、計画の概要かどこかできちんと強調してほしい。

委員：そのあたりのことは第2章の現況に入るのか。

事務局：そのつもりである。

委員：同時代または前後の他の建物の状況との比較は載せるつもりか。

事務局：旧岩崎邸など他にいくつかあるが、公園となっているものは少ない。

副委員長：東京都の文化財庭園は全て公園だ。

助言者：しかし洋館と和館のフルセットはここだけである。

委員長：全国的に見ると六華苑（旧諸戸邸、三重県）、旧松本邸（福岡県）などがある。

委員：そういう視点で表現すると区民の意識も変わってくるだろう。計画を標準的なものにするのではなく、「ここにしかない」というように強調したい。

副委員長：保存管理計画には文化財の本質的価値を書く場所があったはずだ。文化財の本質的価値がとても大切になってくるからしっかり書いて頂きたい。標準的構成にそれを書くところが無いのなら標準的構成にするのは良くないのでは。

助言者：記念物課が出している指針と建造物課が出している指針で違う。本質的価値を書けと言っているのは記念物課のほうである。建造物課の場合、今現存しているものをいかに保存するかという視点で作られているので、本質的価値というものは現状にあるのでこれをどう維持するか、今ある現状が重要なのである。記念物課の場合、庭や史跡を含んでいるので復元への道が広い。直して元に戻すこと、将来的にどこを目指すかを書くことに力点を置いている。今回の計画は記念物課的な視点も必要。

副委員長：記念物課の標準的構成を加えて目次案を練り直すこと。

委員：第2章のタイトルの「現況」を「本質的価値」にすると良い。

委員長：3章の修理計画にそのあとの復元計画まで入れるのか。修理と復元では大分違う。

事務局：復元の方向性を書くとしたらここになる。

委員長：こだわらない人もいるが、建築だと「復原」、庭園だと当初に戻すのは難しいから「復元」と書くがどうするかという問題もある。

委員：保存管理の基本方針は第3章のあたまでうたうのか。3章で入れるのであれば、「保存する」というだけでなく整備の方針として「復元的な整備を行なう」という内容を基本の方針の柱として入れて欲しい。

委員長：破損状況、修理計画となると、破損している部分の修理だけになってしまう。それ以外に中長期的な復元整備計画があってもよい。

副委員長：(資料8) 2ページ「区立駒場公園として親しまれていることから・・・公園としての機能を維持していく」と言われると現況がいいのかと思ってしまう。そうではなく、「本質的な価値を見極めて復元的な整備をしたものを公園として活用したい」という文脈を伝えたいなら今の状態を前提にしないほうがよい。利用のしかたが変わってくるという考え方を持った方がよい。今の機能を維持するとなると計画全体の流れに合わなくなる可能性がある。復元整備したものを公園として活用するという考え方を是非持ってもらいたい。それが区民に対して良いものを提供することになるのではないかな。

委員：これは5章に入るのか。

事務局：赤枠の中を全て最終的な文章に入れると言うわけではなく、次回の専門部会や委員会に向けてこの考え方で進めていくつもりであるということ。

委員長：「本質的な価値を明らかにするための整備をした上で、目黒区のみどりの拠点として公園を維持する・・・」というようにその辺は協調性も必要。今みどりが多いから良いのではなく、本来は今よりももっと良いのだと強調したい。その辺をふまえながら調査を進めてあと2回の委員会、次回の専門部会で意見を伺いたい。

(5) その他(次回以降の開催日程等)

事務局：第3回の検討委員会は1月26日午前中、または、2月1日の午前中。第4回の検討委員会は3月29日または3月31日とする。本日欠席の藤田委員と調整して決定すること。

委員長：次回の庭園専門部会は12月8日(火)、建築専門部会は12月24日(木)に予定通り開催する。

4. 閉会

委員長：これで第2回の委員会は閉会する。

(午後4時30分閉会)

以上のとおり、第2回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会の会議録とする。

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

委員長

河東 義之

会 議 録

名 称	第3回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会
日 時	平成22年1月26日（火）午前9時30分から11時30分頃まで
会 場	目黒区総合庁舎地下1階 第1建築調整室
出席者	駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員：7名出席 助言者：東京都教育庁学芸員 区側：みどりと公園課長、ほか事務局13名及び受託事業者6名
傍聴者	0名
配付資料	別紙のとおり
会議次第	別紙のとおり
会議の結果	1 開会（みどりと公園課長あいさつ） 2 検討委員会傍聴者の扱いについて（傍聴者なし、了承） 3 議題 （1）検討委員会及び専門部会の会議録等について 資料1：検討委員会のスケジュールについて了承する。 資料2：検討委員会及び専門部会の会議録（委員長及び各部会長署名）について、公表による閲覧を了承する。 （2）「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向（たたき台）について：資料3 本日の各委員等の意見を踏まえ、和館以外の建物の構造診断等については、さらに専門部会で検討することとし、この基本的方向でまとめることについて了承する。なお、「たたき台」の修正後、改めて各委員等の意見を伺い、まとめていくことについて了承する。 （3）その他（次回以降の開催日程等） 3月29日開催の第4回検討委員会に向けて、資料1の今後のスケジュールに沿って進めていくことについて了承する。
会議録	別紙1のとおり（委員長署名済）

第3回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会 会議次第

日時：平成22年1月26日（火）

午前9時30分から11時30分頃まで

場所：目黒区総合庁舎 地下1階 第1建築調整室

1. 開 会 委員長
2. 検討委員会の傍聴希望者の扱いについて 委員長
3. 議 題 委員長
 - （1）検討委員会及び専門部会の会議録等について ……（資料1）
……（資料2-1～3）
 - （2）「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向について
（たたき台）……（資料3）
 - （3）その他（次回の開催日程等）
4. 閉 会 委員長

《資料一覧》

- ① 検討委員会のスケジュールについて ……（資料1）
- ② 第2回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会会議録 ……（資料2-1）
- ③ 第2回専門部会（建築部会）会議録 ……（資料2-2）
- ④ 第2回専門部会（庭園部会）会議録 ……（資料2-3）
- ⑤ 「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向について
（たたき台）……（資料3）

第3回

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

会 議 録

開催日時：平成22年1月26日（火）午前9時30分から11時30分まで

開催場所：目黒区総合庁舎地下1階 第1建築調整室

出席者：駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員（7名出席）

助言者：東京都教育庁学芸員

区側（事務局）：みどりと公園課長、ほか事務局13名及び受託事業者6名

（午前 9 時 30 分 開会）

座長：検討委員会委員長

1. 開会

目黒区都市整備みどりと公園課長挨拶

2. 検討委員会の傍聴希望者の扱いについて

傍聴希望者0名

（一同了承）

3. 議題

委員長：今日は、助言者を含め、8名全員が出席している野で、これより検討委員会を開催する。

（1）検討委員会及び専門部会の会議録等について

資料1：検討委員会のスケジュールについての説明（事務局）

資料2-1：第2回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会会議録の説明（事務局）

資料2-2：第2回専門部会（建築部会）会議録の説明（事務局）

資料2-3：第2回専門部会（庭園部会）会議録の説明（事務局）

委員長：検討委員会の検討スケジュールについて（一同了承）

会議録は署名をし、目黒区の情報の公表によって閲覧できるようにする。（一同了承）

（2）「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向（たたき台）について

資料3：「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向（たたき台）についての説明（事務局）

副委員長：第2章・第4・1．沿革と特徴（p114）「・和館周辺は、流れを中心とする庭園とし・・・」とあるが、この表現で良いか。「流れ」があったという見解で進めるのは良いが、これについての議論はしたのか。

事務局：実際には流れとして使用された時間は短いが、ものとしては「流れ」ではあるという見解である。

副委員長：流れに関して記述がない。後に整備や管理をするときに水があった、なかったという話になると困るので明確になっている事実は書いておくこと。

事務局：そのようにする。

副委員長：「東京大学」と「東京帝国大学」が混ざって使われている。表記を統一してほしい。

委員長：明治10年に設立された「東京大学」（東京開成学校と東京医学校が合併）と区別するた

めにも、当時の正式名称である「東京帝国大学」とするのが良いだろう。

事務局：そのように訂正する。

委員：第2章・第4・3．本質的価値 (p115) の一項目目の説明、「失われた建造物の遺構と、・・・」とあるが、具体的に失われたものが何であるか書いていない。また、「失われた建造物」の「遺構」という表現はおかしい。失われている建造物には遺構はないのではないか。

委員長：史跡と建造物では言葉の認識が違う場合がある。建造物の世界では、残されている建造物のことを「遺構」と呼ぶが、跡だけ残っていても「遺構」と呼ぶことがある。

委員：遺構というと礎石があったり、物が残されている状況が目につくが、実際には移動されたりして残っていない。

助言者：煎茶室の礎石は残っているのではなかったか。

事務局：煎茶室の礎石は残っていない。廻りの飛び石が残っているだけである。

委員：「庭園」と「庭園等」が混ざっているが、「庭園」という場合と「庭園等」という場合では意味が違うのか。第2章・第4・3．本質的価値 (p115) では「前田侯爵家が本邸として建てた建造物群と庭園を良好に残し・・・」となっている。「建造物群」に対して「庭園等」とした方が良いのではないか。

事務局：表題にも関わることなので、「庭園等」とは何を示しているかを整理する。

副委員長：第3章・第1・1．保存管理の基本方針 (p117) 「駒場公園については、都市公園法に基づく近隣公園に位置付けられている・・・」というのは冒頭にあって書く必要があるのか。この場に相応しくない気がする。冒頭に書かれると、近隣公園の本質に則ってやらなければならないようにとられてしまう。その後に「これらの機能を確保しつつ、・・・」と続くので、「近隣公園としての機能を確保しなさい」ということになってしまう。この文章は必要なのか。

事務局：この部分は事務局としての思いでもあるので入れてある。しかし、委員会の案としてはなくても良い。

副委員長：冒頭にあって書かなくても良い。文化財庭園なども公園として分類上の振分があるが、そのことが本質に関わる部分ではない。

委員長：駒場公園は分類上は近隣公園だが他の近隣公園とは違うということが言いたい。

副委員長：「復原」と「復元」が混ざっている。これは使い分けているのか。

委員長：建築物に関しては「復原」を使っているということのようだ。

副委員長：こだわりがある訳ではないが、区民が読んだ時に使い分けが分かるようにしてほしい。どこかに書いておいた方がよい。意味を取り違えられると困る。

事務局：第3章・第1・1．保存管理の基本方針 (p117) のひとつ目を「復原」としているのは、根拠が明確なものについては復原しましょう。それ以外の根拠がはっきりしていないものについてはあまりやらないほうが良いだろう、ということである。

副委員長：●など表記の仕方に決まりはあるのか。読み方が分からない。

事務局：目黒区で表記のルールがあるので、それに沿って統一する。

委員：第3章・第4・1・(1) 庭園等の保存管理計画の考え方 (p159) 「●地区の特性を踏まえた・・・」という表現があるが、この文章だけを読むと、公園内の地区分けではなく、駒場(周辺の地区)との関係のように勘違いしてしまう。

事務局：確かに目黒区は5地区制なので紛らわしい。「区域」など他の言葉に変更する。

副委員長：第3章・第2・1 構成要素の整理 (p118) で(2) 旧前田侯爵家駒場本邸を構成する要素の前に(1) 旧前田侯爵家駒場本邸の周辺要素が先にくるのは違和感がある。駒場公園の

前に前田邸であることが大切である。周辺のことが先にくると、都市公園であることに縛られてしまうように感じてしまう。(1)と(2)を逆にした方が良いのではないか。

事務局：そのようにする。

委員：第3章・第4・1・(1)庭園等の保存管理計画の考え方(p159)で「●樹木管理の基本的考え方」についてだが、「文化財としての景観の再現」を「文化財庭園」としてはどうか。その方がより明快である。

事務局：そのように修正する。

副委員長：同じ文章で、「目黒の森」については」というのはここには書かなくて良いのではないか。P165で敷地の外周の樹木に関する方針で「目黒の森」について触れているのは良く分かるが、それに対してp159は庭園全体の樹木に関する方針である。

委員：第3章・第3・3.整備の方向性(現存する建造物)(p150)の表と、(失われた建造物)(p155)が、それぞれ別表であるならば、表のタイトルを付けてほしい。また前置きの文章がなくわかりにくい。この表の根拠やこの表を載せた意味など説明を書いた方が良い。また表中の□と■の違いについても凡例がなく、説明がないので親切ではない。表のタイトル行も「整備の方向性」と「整備の考え方」とあり、2表で違うので合わせた方が良い。

委員長：確かに「3.整備の方向性」に何らかの説明文が必要だろう。「□」は残しておく必要があるのか。

事務局：検討の流れが分かるので残しておきたい。

委員長：しかし(失われた建造物)には「□」がない。

事務局：分かりやすいように統一する。

副委員長：第3章・第4・1・(3)地区別の保存管理の方針(p162)のA.導入路の現状について「ウバメガシ・ヒマラヤスギ等の植栽が残り・・・」とあるが、「植栽」というのは植えることである。植えた木であれば「植栽木」である。植えてないもの(実生)についても「植栽」と書かれてあるものもある。この表現にしておかない方が良い。また「生長」は「成長」とするように農学系全学会で統一されている。第3章・第4・1・(4)庭園等の構成要素の整理(p165)の〈景観の再現を考慮した適切な管理〉「目黒の森としての・・・」についてはこの表現で問題ないと思う。

委員長：遊具の取扱について意見はあるか。

副委員長：撤去したほうが良いと思う。芝庭の良さを味わって頂くには遊具はない方がいい。

委員長：近隣公園ということで、周辺の方がたくさん訪れているが、遊具で遊んでいる印象はあまりない。

事務局：保育園の遠足が多い。区外からも来ている。遊具のニーズはある。区としては一概に撤去とは言いにくい。区民に慕われる憩いの場という部分もあるので、検討が必要。

委員長：築山を芝生にして立ち入り可能にした方が遊び場になる。

助言者：砂場は使っていないようだ。

委員：昭和40年頃、公園の中に必ず児童公園を作ることになった時に、小石川後楽園などは隣地に児童公園を作ったのだが、その時おそらく駒場公園は隣地に土地がないので敷地内に児童公園として遊具を作ったのだろう。事務所跡地の場所などに遊具を移してもよいのではないか。

事務局：遊具の考え方いろいろあるので、利用者のニーズを整理して社会条件に合わせるといふことにしたい。「住民参加を基本とした公園作り」という方針なのでいろいろな声を聞いた中で実情を捉えて進めていくつもりである。

委員長：文化財を整備すると、多くの場合立ち入り禁止になってしまうが、子どもが自由に立ち入れる芝生広場をつくれば、拡大解釈をすればそれが遊具になり得るのではないか。

助言者：第3章・第4-2-（2）視点場の設定（p178）について、古写真との比較がなくなって分かりづらい。

副委員長：最終的なまとめ方としてはどのようにする予定か。古写真との比較は巻末の付録に入れる予定なのか。

事務局：付録に入れる予定であったが、表中にあった方が分かりやすいだろう。編集する中で分かりやすいよう検討する。

副委員長：p179の視点場の位置図の次あたりに古写真が入っているとよい。

委員：第3章・第4-2-（4）庭園等の構成要素の整理（p164）で保存管理の方向性を定めているが、「○歴史的作物・添景物等」の添景物についての説明がされていない。また、第2章・第3-4-（1）建造物等の状況（p90）では、「ア.前田家住宅期につくられた建造物等」とあり、建造物の括りの中に添景物が含まれてしまっている。前後の章で整合性がとれていない。また、敷地内にある添景物の一覧表などはどこかに載せてあるのか。それがないと歴史的作物についての保存管理の方向性で「復旧・修理を行なったうえで、・・・」というのは様々な時代の添景物がある中でどれを指すのか分からない。

事務局：添景物の一覧表については付録に入れる予定である。P164の表では添景物としか書いていないので、灯籠など補足的な言葉も入れる予定である。

委員：建設当初からあったものと移設・撤去可能な最近のものと整理しておかなくてはならない。

助言者：それは第2章・第3-4-（1）建造物等の状況（p88）で整理されなくてはならないことなのではないか。

委員長：p88で「ア.前田家住宅期につくられた建造物等」に洋館、和館などが書いてあるが、p90では外周塀と添景物だけになってしまっている。「洋館、和館などの文化財指定されている建造物を除く」などの注釈が必要。

委員：「前田家住宅期」、「前田家居住期」、「旧前田邸」、「旧前田侯爵邸」などと表記を混ざっているが統一した方がよい。「和洋館並列型住宅」と「和洋並列住宅」も同様。

事務局：全体の整合性がとれるよう整理する。

委員長：第4章・第2-2. 和館の耐震補強案の1案、2案についてはどちらを採用するか決定しているのか。

事務局：第4章・第2-2-（4）補強案の決定（p219）に「補強案2を本計画での耐震補強案とする」と書いている。

委員長：専門部会では、補強案2が採用された場合、中廊下の空間だけ犠牲になるが、中廊下は視覚的にもあまり支障がない動線であるので、補強案2の方が望ましいだろうという結論になった。

委員：内部のすばらしさを維持する方が重要であるので鉄骨による補強案（補強案2）の方が良い。

委員：第5章・第2-1-（2）-ウ.前田家居住期の動線を再現する。（p228）において、壁泉の復原は絵になり、整備の目玉になるものだと思うので、周辺の庭の整備と共に最優先させて欲しい事項である。

助言者：壁泉が取り付けられている洋館は東京都の管理なので目黒区だけでは決められないために控えめな表現に留めているのであろう。しかし、渡廊下の公開は最優先事項だと考えて

いる。東京都と目黒区で協力して実現していきたい。東京都としても内庭の整備は大賛成。この場合、現在フェンスがあり閉鎖管理されているが、このフェンスはどうするつもりでいるのか。P229の図では凡例もなく図自体も分かりにくい。

事務局：現状の維持管理用としてフェンスは必要だが、今後公開することになり、フェンスの必要性が無くなれば取りはずさなくてはならない。公開イメージ図のフェンスを示す点線も必要ないだろう。

委員長：霊社跡地の整備も緊急課題である。放っておくと壊れてしまう。

委員：第4章・第2・3.その他建造物の構造診断（p221）については、検討中のものもあるようだが、今後議論する機会はあるか。

事務局：途中のものもあるので、第四回委員会については検討する場にして後日答申案を提出するという方法もある。藤田先生に個別に伺うことも検討する。

委員：渡廊下は景観上も重要であるのでそのようにして欲しい。また、第4章・第2・2・（4）補強案の決定（P219）の文中に書いてあるが、現在示しているのはあくまでも基本方針であり、今後新たな事実が判明することも考えられる。その際は方針の内容が変更になる可能性もあることを了承したい。

委員：和館の鉄骨補強についても、このまま鉄骨を露出させるのではなく、展示パネルで覆うなど、化粧を工夫して目立たないようにしてほしい。

委員：第4章・第1・2.防犯上の現況と課題（p192）について、近年の文化財に関する様々な事故を考えるともう少し具体的に書いた方がよいのではないか。

事務局：公開されるものなのであまり詳細に書くのも防犯にならないのではないか。

委員長：防災に関しては和館の火災が心配である。

事務局：防災計画については、広域避難場所にもなっているのでそのことも含めて区としてまとめて整理する。

副委員長：第2章・第3・4・（2）・ア.現況（p102）「現在、駒場公園には・・・」とあるが、これは昭和60年の樹木調査のデータをもとにしたものなので「現在」という表記は間違っている。「昭和60年の調査によると」などの説明が必要である。P103、P105、106の表は樹種名の混同が見られるので厳密なチェックが必要である。

委員：和風庭園の現況をきちんと押さえた実測平面図が今後必要である。

事務局：第3章・第3・2.整備の方向性（p177）で整備計画の検討に必要な調査項目を挙げている。この中に実測図の作成を入れている。

副委員長：等高線、石の配置、樹木が記入された実測平面図が必要である。

委員長：p176の本文中にも記述して欲しい。

委員長：検討委員会として基本的にはこの方針で答申をまとめるということでよい。

（一同了承）

委員長：検討中の耐震診断の結果については後日、専門部会という形で藤田委員に伺うということにしたい。

（3）その他（次回以降の開催日程等）

委員長：その他、次回以降の開催日程等について、事務局からお願いします。

事務局：今後の予定は若干ずれることもあるかもしれないが、基本的に資料1のスケジュールに沿って進めていきたい。

委員長：検討委員会として基本的にはこのスケジュールに沿って進めるということでよい。

(一同了承)

4. 閉会

委員長：これで第3回の委員会は閉会する。

(午前11時30分閉会)

以上のとおり、第3回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会の会議録とする。

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

委員長 河東 義之

会 議 録

名 称	第4回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会
日 時	平成22年3月29日（月）午後2時00分から4時00分頃まで
会 場	目黒区総合庁舎 6階 教育委員会室
出席者	駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員：6名出席（藤田委員欠席） 助言者：東京都教育庁学芸員 区側：区長、都市整備部長、ほか事務局16名及び受託事業者7名
傍聴者	0名
配付資料	別紙のとおり
会議次第	別紙のとおり
会議の結果	1 開会（みどりと公園課長あいさつ） 2 検討委員会傍聴者の扱いについて（傍聴者なし、了承） 3 議題 （1）検討委員会及び専門部会の会議録等について 資料1-1：第3回検討委員会会議録について了承する。 資料1-2：第3回専門部会（建築部会）会議録について了承する。 ※ 委員長及び建築部会長署名のうえ、公表による閲覧を了承する。 （2）「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向（答申案）について：資料3 本日の各委員等の意見を踏まえ、答申とすることについて了承する。 （3）その他（今後の予定等） ア. 本日、答申を受け、区は保存管理計画の策定を進め、案の段階で各委員のご意見を踏まえた上で、決定する予定。決定までを、各委員の委嘱任期とする。 今後、平成22年度からの5年間の実施計画で行う保存修復整備事業の検討に当たっては、各委員のご協力をお願いしたい。 イ. 計画策定に向けたバリアフリー化の考え方の整理について（参考資料1） ユニバーサルな考え方を踏まえ、庭園に相応しいもの、仮設的なものの対応が望ましい。 4 答申 区長への答申 ※ 答申後、区長との意見交換等、懇談。
会議録	別紙1のとおり（委員長署名済）

第4回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会 会議次第

日時：平成22年3月29日（月）

午後2時00分から午後4時00分頃まで

場所：目黒区総合庁舎 6階 教育委員会室

1. 開 会 委員長
2. 検討委員会の傍聴希望者の扱いについて 委員長
3. 議 題 委員長
 - (1) 第3回検討委員会会議録等について ……（資料1-1～2）
 - (2) 「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向について（答申案）
……（資料2、3）
4. その他（今後の進め方やバリアフリー化等について） 委員長
……（参考資料1）
5. 区長への答申 委員長
6. 区長あいさつ
7. 閉 会 委員長

《事前送付資料一覧》

資料1-1 第3回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会会議録

資料1-2 第3回専門部会（建築部会）会議録

資料2 「答申案たたき台」の主な修正・追記箇所一覧

資料3 「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向について（答申案）

《参考資料》：席上配布

参考資料1 保存管理計画策定に向けたバリアフリー化の考え方の整理について

第4回

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

会 議 録

開催日時：平成22年3月29日（月）午後2時00分から4時00分まで

開催場所：目黒区総合庁舎 6階 教育委員会室

出席者：駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会委員（6名出席） 欠席：藤田委員

助言者：東京都教育庁学芸員

区側：区長、都市整備部長、ほか事務局16名及び受託事業者7名

（午後 2 時 00 分 開会）

座長：検討委員会委員長

1. 開会

目黒区都市整備みどりと公園課長挨拶

2. 検討委員会の傍聴希望者の扱いについて

傍聴希望者0名

（一同了承）

3. 議題

委員長：本日は、助言者を含め、7名の出席で、これより検討委員会を開催する。

（1）検討委員会および専門部会の会議録について

資料1-1：第3回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会会議録の説明（事務局）

資料1-2：第3回専門部会（建築部会）会議録の説明（事務局）

委員長：会議録を確認し、署名のうえ、目黒区の情報の公表によって閲覧できるようにする。（一同了承）

（2）「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向（答申案）について

資料2：「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向（たたき台）の主な修正箇所一覧についての説明（事務局）

資料3：「旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画」の基本的方向（答申案）についての説明（事務局）

委員長：気づいた点はあるか。

副委員長：太湖石の説明（p100）の2段落目に、「人為的に加工したものも太湖石の一つと認知されている」とあるが、前田邸の太湖石は人為的に加工したものとは判断していない。人為的に加工した物でないならこの記述は不要ではないか。現物も見て確認したので太湖石で間違いはない。

事務局：前田邸の太湖石が人為的に加工されたものという認識で載せている訳ではない。前田邸で確認された石が蘇州の太湖周辺で取れた石かどうかは分からないため、太湖で取れていないものや、人為的に加工したものも広く一般的に太湖石と呼ぶ、という意味で載せた次第である。

副委員長：そういうことであれば「人為的に加工したもの」という文章を載せると、前田邸の

ものが人為的に加工したものだと言われて受け取られ兼ねない。この文章はない方がよいのではないか。

事務局：2 段落目の文章を削除する。ただし、本日の答申はこのまま行わせていただきたい。後ほど、答申の一部修正を行う。

委員長：日本で太湖石を用いた実例はあるのか。

副委員長：ところどころにある。

事務局：小石川庭園などでも見られる。

委員長：答申案の付録5に掲載した、私と小岩氏の文章には資料として付けた室名の変遷表もあるので、最後に入れて頂きたい。室名の変遷と内部仕様が3期に分けてまとめている。

委員：答申案の付録50の古写真61、62がデジタルデータでギザギザになっているので鮮明なものに変えて頂きたい。

事務局：製本する際にはもう少し鮮明なものにする。

委員：公開範囲図（p289）を見ると誰もが利用可能な動線として敷地の東側を回遊させるような動線を新たに作っているようだが、見学ルートを新たに作るということか、それとも緊急時に人を通す為のものか。

事務局：これは新たに作る動線ではなく、現在、園路として後世に作られた動線である。今はフェンスがあっても使えないが、将来的にはフェンスを取り外して南側の方から和館周辺にも行けるようにしたい。その場合の動線として、現在あるものを利用していききたいと考えている。昭和初期の古図には見られないので当初はなかったものだが、平らなルートなので利用していきたい。

委員：そういう方針でよいと思うが、一方では前田家居住期に戻すという方針があるのだから、当初なかったものを作る場合は、それなりの理由があるのではないか。

副委員長：図が分かりにくいのが、黒い矢印の位置に道を新たに作るわけではない。範囲を示しているのだから分かりやすい表現の仕方にした方がよい。

事務局：表記は分かりやすく訂正する。バリアフリーの話については資料を用意しているので、後ほど議論いただきたい。

助言者：洋館の内庭が公開範囲図（p289）を見ると立ち入り禁止となっているが、内庭は活用しない方針か。茶室の利用のために和館の庭を立ち入り禁止にするのは理解できるが、洋館の内庭の復元が叶った場合に公開することを検討いただきたい。

事務局：内庭の公開に向けて一番引っかかった点が、茶室利用者との利用の兼ね合いである。見ていただくことは可能であっても立ち入りとなると茶室利用者との兼ね合いがあるので、立ち入り可とするべきか悩んだところである。しかし、整備はしていかなければならない。公開・利用・活用について、次の段階で考えていかなければならないと考えている。平常時は出来るだけ公開するという方向で検討したい。

委員長：渡廊下は公開するというようにしている。渡廊下の方が茶室には近い。渡廊下と内庭を同様に扱えば良いのではないか。内庭は整備すると魅力的な場所になるだろう。

委員：次のステップとして、全体の動線を考える段階に移ると思うが、建物と建物の出入りなど、どのように考えているか。実際に見学している人は、洋館のテラスから外へ出て内庭の壁泉を見たいと言うと思う。その場合、洋館は東京都の管理で、内庭は目黒区の管理、となるとそのような動線は可能なのか検討をしておく必要がある。目黒区と東京都で調整をして可能なようにして欲しい。

助言者：前向きに検討したい。東京都の方で内庭の管理だけを行うということも出来ないことはない。できるだけスムーズに公開活用ができるように目黒区と相談していきたい。

委員長：無制限にだれでも公開でなくても、いろいろなやり方があるだろう。立入禁止では言い方がきつい。せめて立入規制くらいにして欲しい。

事務局：「建築内からの景観や地形等の保全を考慮した立入規制を行う。(p286)」を「建築物内からの景観や地形等の保全を考慮し、公開方法の検討を行う。」とする。

副委員長：茶室の露地の公開は難しいが、内庭は公開可能だと思うので検討して欲しい。

委員長：今の意見を踏まえて若干の修正、部分的な差し替えは後ほど行わせて頂くこととし、この答申案を本委員会の答申とさせて頂きたい。(一同了承)

4. その他(今後の予定等)について

事務局：委員の方々には委嘱の際、旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等保存管理計画策定の業務が終了するまでとさせて頂くということをお願いをしている。検討委員会については今回は最後であるが、答申を受けた後、目黒区で保存管理計画の策定を進めていく。素案が出来次第、各委員に送付し、意見を伺いたいと考えている。それを踏まえて区議会等での説明を終えた後、計画の決定をする。決定したものを各委員に送付する予定でいるので、そこまでが委員の任期であることを確認頂きたい。合わせて、目黒区では平成 22 年度から 5 年間の実施計画として駒場本邸の保存修復、整備の検討を進めている。計画を検討する中で委員に個別に意見を伺わせていただくことになると思うのでその際は協力をお願いしたい。

参考資料 1：「保存管理計画策定に向けたバリアフリー化の考え方の整理について」の説明(事務局)

委員：現状はどのように対応しているのか。車椅子で中を見ることは出来ないのか。

事務局：現状は対応出来ていない。車椅子も中へは入れない。

委員長：先日、東京都の文化財庭園の会議でも話が出たのだが、「バリアフリー」という言葉を使用するのをやめてはどうか。この会議の時の話では、「国指定の文化財庭園は殆どが特権階級の大名庭園であり、もともと「バリア」のあることが特色の庭園であるため、それを「フリー」にすると庭園の特徴が変わってしまう。「バリアフリー」ではなく、いわゆる「ユニバーサル」のような言葉が主流になってきているのではないか。出来るだけ多くの人が見られるように配慮するという意味では「バリアフリー」ではなく、「ユニバーサル」である」という内容であった。私も尤もだと思う。

副委員長：基本的には「②建造物そのものに手を加えることなく仮設設備で対応する方法(p2)」が妥当だと思う。将来的により良い方法が考えられるかもしれないという意味でも、文化財は長期的に持たせるものなので、今すぐに恒久的なものを加えるより、将来を見据えて仮設で対応するというのが一番妥当であると思う。しかし、仮設のものでも、デザインは検討して欲しい。岩崎邸はトイレも管理事務所も仮設なので仮設だらけという印象である。トイレは仮設でなくてもよいかもしれないが、よく考えて仮設を建てて欲しい。

助言者：岩崎邸の弁解をすると、現在施設の恒久化について計画中である。敷地南側の池之端文化センター跡地を東京都が買い上げたので、そこに便宜施設を集中させる計画である。

委員：仮設施設には、現在、市販されている仮設は耐用年数が 5 年、10 年のものもあり、本来の意味での仮設とは言えないのではないかと。コンクリートで作ってしまうと、コンクリートの耐用年数は長いかもしれないが、配管や設備類が持たない。仮設のものを 10 年くらいで更新しながら使っていく方法もある。どちらも庭園に相応しいデザインのものであれば良いだろう。

委員長：唐招提寺には仮設の斜路があったが、正面や側面には付けていなかった。見た目に気を使う必要はある。「あなたの為にこうしました」というものを作っては利用する人が加害者になってしまう。

事務局：園路についてのご意見も頂きたい。

副委員長：敷砂利は音も心地よく、良いものであるので出来れば敷砂利にして欲しい。しいて言うなら、コンクリートに埋め込んで洗い出しにして、敷砂利のように見せる方法もある。

委員長：旧街道などで、土色の舗装（ソイルセメント）もある。

副委員長：文化財の庭園の場合は土の肌が見える感じではない方が良さだろう。

委員：岩崎邸では、公開初めの頃、建設省が当初の敷砂利が残るアプローチに「リサイクル」という名目でリサイクルコンクリートを入れてしまい、とてもガッカリした。このようなことがないようにして欲しい。

事務局：東京都の福祉局のバリアフリー条例については文化財との協議をしているのか。

助言者：している。

委員長：浜離宮ではバリアフリー対策は何もしていないか。

助言者：浜離宮は資料 p5 の「砂利想い」を敷いている。朝倉家住宅でも全面的に敷いている。これは 5m 程離れると見えなくなり目立たないので良い。また、先ほど意見が出たソイルセメントも最近使われており、小石川後楽園では文化庁の許可を得て使った。朝倉家住宅でも使用している。庭園では、飛び石も文化財であるため、コンクリートなどを敷いて取れなくなっては困る。ソイルセメントは木槌で叩くと簡単に外れるため注目されている。

5. 区長への答申

委員長：平成 21 年 7 月 14 日付け目都み第 1265 号により諮問のあった旧前田侯爵家駒場本邸和館及び庭園等の適切な保存及び管理に関する保存管理計画の策定に関することについて検討した結果、別添のとおり報告書として取りまとめましたので、ここに答申いたします。

目黒区長：ありがとうございました。

6. 区長あいさつ

目黒区長：今後は、この答申を具体化していくことになる。すでに今後 5 年間の実施計画の中に駒場公園文化財の保存修復整備計画を落とし込んでいる。このための予算もつけて、これから対応していき、前向きに検討していく積もりである。委員の方々は、この計画が完了するまでが任期と聞いているので、今後も引き続き貴重な意見を伺えたら幸いだと考えている。また、我々は今後も貴重な文化財である旧前田侯爵家駒場本邸を守っていく努力を続けていくことをここに誓う。

各委員の紹介とあいさつ（各委員の紹介：河東委員長）

7. 閉会

委員長：これで第 4 回の委員会は閉会する。

（午後 4 時 00 分 閉会）

以上のとおり、第 4 回駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会の会議録とする。

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会

委員長

河東 義之